

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
管理情報システム改良等業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 青山 俊行 仙台市青葉区二日町9-15	平成22年7月6日	(株)中国サンネット 広島市中区袋町4-21	会計法第29条の3第4項	—	3,045,000	—	—	著作人人格権の行使により、当該契約相手方以外には、当該業務を行える者がいない。	1	
平成22年度 工事契約管理システム改良業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成22年8月10日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	会計法第29条の3第4項	5,197,500	5,040,000	97.0%	—	当該業者が本システムの著作人人格権を所有し、同権利の行使を意思表示しており、唯一の相手方であるため。	19	
新聞広告掲載業務(能生大橋交通規制)	分任支出負担行為担当官 高田河川国道事務所長 大石 登 上越市南新町3-56	平成22年9月8日	(株)新潟日報社上越支社 新潟県上越市木田1丁目2番4号	会計法第29条の3第4項	1,359,750	1,359,750	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率により、目的を遂行できる唯一の相手方であるため。	19	
平成22年度能生大橋架替工事仮橋賃借契約	分任支出負担行為担当官 高田河川国道事務所長 大石 登 上越市南新町3-56	平成22年9月28日	ヒロセ(株) 大阪府大阪市西区南堀江1-12-19	会計法第29条の3第4項	13,190,266	12,810,000	97.1%	—	現在設置中の仮設橋にかかる賃貸借契約であり、供給者が一に特定されるため。	5	
アシ沢橋梁保管契約(その2)	分任支出負担行為担当官 湯沢砂防事務所長 萬徳 昌昭 南魚沼郡湯沢町大字神立23	平成22年9月29日	長栄工業(株) 新潟県長岡市三和3-7-1	会計法第29条の3第4項	1,260,000	1,260,000	100.0%	—	橋梁を架設するまでの間、当該工事の受注業者の工場に保管するもので、運送費をかけた他の相手方と契約する目的で競争に付することが不利と認められるため。	14	

平成22年度 美和ダム排砂施設運用高度化検討業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三峰川総合開発工事事務所 所長 鈴木 勝 長野県 伊那市長谷溝口1527	平成22年8月23日	(国)京都大学 京都府京都市左京区 吉田本町	会計法第29条の3第4項	1,491,000	1,491,000	100.0%	—	本業務は、美和ダム恒久堆砂対策施設の土砂バイパス施設を対象として、排砂バイパス操作を高度化するための土砂流出予測及び操作支援モデルの開発と、排砂バイパス効果のモニタリング手法の開発を行うものである。本委託研究は国土交通省が研究開発課題の公募を行い、同河川局及び国土技術政策総合研究所に設置された学識経験者等からなる河川技術研究評価委員会地域課題評価分科会において、審査された結果、本年5月、本研究課題及び委託先が選定されたものである。	19	
技術審査表出力システム改良業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前1-5-44	平成22年7月29日	東芝ソリューション(株) 関西支社 大阪府福島区福島7丁目15番26号	会計法第29条の3第4項	10,668,000	10,513,230	98.0%	—	当該業者は今回の改良業務について著作権法に基づく同一性保持権を行使している為	19	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前1-5-44	平成22年9月14日	日本環境安全事業(株) 東京都港区芝1丁目7番17号	会計法第29条の3第4項	18,544,000	18,544,000	100.0%	—	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第6条で定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」では「自らまたは日本環境安全事業株式会社もしくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けたポリ塩化ビフェニルに係る特別管理産業廃棄物処分業者に委託して、処分しなければならない」とされているが、現在許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者は存在せず、当該業者がPCB廃棄物の処理を行える唯一の業者であるため	1	
走行型計測技術による道路トンネル健全性評価の実用化検討業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 所長 森 範行 福井県福井市花堂南2-14-7	平成22年9月22日	国立大学法人京都大学 京都市左京区吉田本町	会計法第29条の3第4項	—	4,494,000	—	—	第三者機関である「新都市社会融合想像研究会」が産・学・官の連携・協力を図るべく、大学等の研究者を対象に道路に関する研究テーマを公募し、当該法人が応募したものであり、同研究会で審査した結果、当該法人の提案は、道路トンネルにおける交通規制を必要としない構造物の健全性評価手法の実用化等、道路の維持管理における深刻な課題に合致し、的確性、実現性が優れているため、研究テーマとして特定され、研究内容についても同研究会の委員会にて報告され承認されており、当該法人が当該業務を行う唯一の法人であるため。	12	
入江内湖遺跡(入江地区)発掘調査業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 所長 大西 博 滋賀県大津市竜が丘4	平成22年9月1日	滋賀県知事 嘉田 由紀子 滋賀県大津市京町4-1-1	会計法第29条の3第4項	38,529,720	38,529,720	100.0%	—	文化財保護法第99条第一項により、地方公共団体が発掘調査を行うこととなっているため	1	

大和川下流出張所庁舎賃貸借料	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 安原 達 藤井寺市川北3-8-3	平成22年7月30日	片山工業(株) 大阪府岸和田市春木 若松町20-3	会計法第29条の3第4項		4,930,504	—	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約等であって該箇所であれば行政事務を行うことが不可能なため。	5	契約承継により新規契約
出石川河道掘削事業に伴う埋蔵文化財発掘調査出土品整理事業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成22年8月24日	兵庫県教育長 神戸市 中央区下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項		2,552,000	—	—	本調査は、円山川等の河道掘削工事箇所である豊岡市出石町鳥居地区に存在する、周知の埋蔵文化財「鳥居遺跡」を対象に出土品の記録及び整理・鑑定等を行うものである。当該地区は、大規模事業に関わる埋蔵文化財保護区域であり、兵庫県教育委員会による遺跡周辺の発掘調査が行われ、土器・陶磁器等が出土している。兵庫県内において国の機関等が行う事業に係わる埋蔵文化財の調整及び発掘調査は、兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条に基づき兵庫県教育委員会が実施すると定めており、平成18年度より本遺跡周辺の分布・発掘調査を実施し、高度な知識と実績を有している。以上のことから、当該地方公共団体と委託契約を行うものである。	4	
平成22年度予讃線石手川橋りょう改築工事	支出負担行為担当官 四国地方整備局 足立敏之 香川県高松市サンポート3-33	平成22年7月26日	四国旅客鉄道株式会社 香川県高松市浜ノ町8-33	会計法第29条の3第4項	60,919,000	60,919,000	100.0%	—	法令の規定により契約の相手方が一に定められている。	1	
平成22年度四万十川流量観測精度検証業務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局 足立敏之 香川県高松市サンポート3-3-3	平成22年8月27日	独立行政法人国立高等専門学校機構高知工業高等専門学校 高知県南国市物部乙2	会計法第29条の3第4項	1,375,500	1,375,500	100.0%	—	法令の規定により契約の相手方が一に定められている。	1	
平成22年度 一般国道33号松山外環状工事委託(愛媛県)	支出負担行為担当官 四国地方整備局 足立敏之 香川県高松市サンポート3-3-3	平成22年7月28日	愛媛県中予地方局長 愛媛県松山市北持田町132	会計法第29条の3第4項	17,598,000	17,598,000	100.0%	—	協定に基づく負担金	19	
平成22年度 一般国道33号松山外環状工事委託(愛媛県2)	支出負担行為担当官 四国地方整備局 足立敏之 香川県高松市サンポート3-3-3	平成22年7月28日	愛媛県中予地方局長 愛媛県松山市北持田町132	会計法第29条の3第4項	27,127,800	27,127,800	100.0%	—	協定に基づく負担金	19	
平成22年度 一般国道33号松山外環状工事委託(松山市)	支出負担行為担当官 代理 四国地方整備局 山崎 房長 香川県高松市サンポート3-3-3	平成22年8月11日	松山市長 愛媛県松山市二番町4-7-2	会計法第29条の3第4項	21,066,150	21,066,150	100.0%	—	協定に基づく負担金	19	
平成22年度一般国道55号高知南国道路関係河川改修(南国市)	支出負担行為担当官 四国地方整備局 足立敏之 香川県高松市サンポート3-3-3	平成22年9月7日	南国市長 高知県南国市大堀甲2301	会計法第29条の3第4項	2,699,693	2,699,693	100.0%	—	協定に基づく負担金	19	

平成22年度嘉瀬川ダム管内環境保全業務	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 嘉瀬川ダム工事事務所 長 後藤 信孝 佐賀市高木瀬東2-16 -35	平成22年7月15日	佐賀市長 佐賀市栄町1-1	会計法第29条の3第4 項	-	5,134,500	-	-	本業務は、嘉瀬川ダム建設に伴い取得した水没内用地の管理、環境保全をするため、除草及び周辺美化を行い、適正な自然空間を創出することを目的とするものである。上記内容を円滑かつ的確に遂行するためには、除草を適正に履行することだけでなく、併せて周辺美化において、地元の活動状況、地域の気候や地形条件等を把握・理解し、更には地域住民の環境愛護意識の高揚や自主的活動の啓発、推進に努めることや官民の連携・協働した管理体制が不可欠である。そのためには、関係機関、住民団体等との円滑な連携調整が必要であり、かつ公平性、中立性が強く求められる。以上ことから、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、当該管内の地元自治体であり、地域住民、住民団体等と公平・中立な立場で連携し、住民参加のネットワークを構築できる佐賀市が唯一の契約相手である。	19	
平成22年度 近見地区電線共同溝に伴う連系及び引込管路工事(電力系)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局熊 本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12- 1	平成22年7月9日	九州電力(株) 熊本市上水前寺1丁目 6-36	会計法第29条の3第4 項	-	6,721,684	-	-	本工事の施工にあたっては、電線共同溝本体工事との接続工事となり実施するもので、隣接の民地内の宅内引込みとの調整等が必要となる。九州電力(株)が管理する電線に直接影響するため、電線に関する事故が発生した場合、周辺民家へ被害を与えることとなり、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。以上のことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該電線管理者の九州電力(株)が唯一の契約相手と判断するものである。	19	
平成22年度 玉名地区電線共同溝に伴う柱体設置工事	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局熊 本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12- 1	平成22年7月9日	九州電力(株) 熊本市上水前寺1丁目 6-36	会計法第29条の3第4 項	-	28,340,529	-	-	本工事の施工にあたっては、電線共同溝本体工事との接続工事となり実施するもので、隣接の民地内の宅内引込みとの調整等が必要となる。九州電力(株)が管理する電線に直接影響するため、電線に関する事故が発生した場合、周辺民家へ被害を与えることとなり、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。以上のことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該電線管理者の九州電力(株)が唯一の契約相手と判断するものである。	19	

平成22年度 玉名地区電線共同溝に伴う連系及び引込管路工事(電力系)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年8月11日	九州電力(株) 熊本市上水前寺1丁目6-36	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	-	6,660,434	-	-	本工事の施工にあたっては、電線共同溝本体工事との接続工事となり実施するもので、隣接の民地内の宅内引込みとの調整等が必要となる。九州電力(株)が管理する電線に直接影響するため、電線に関する事故が発生した場合、周辺民家へ被害を与えることとなり、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。以上のことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該電線管理者の九州電力(株)が唯一の契約相手と判断するものである。	19	
平成22年度 水俣地区その2電線共同溝に伴う連系及び引込管路工事(電力系)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年9月1日	九州電力(株) 熊本市上水前寺1丁目6-36	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	-	6,631,282	-	-	本工事の施工にあたっては、電線共同溝本体工事との接続工事となり実施するもので、隣接の民地内の宅内引込みとの調整等が必要となる。九州電力(株)が管理する電線に直接影響するため、電線に関する事故が発生した場合、周辺民家へ被害を与えることとなり、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。以上のことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該電線管理者の九州電力(株)が唯一の契約相手と判断するものである。	19	
平成22年度 山鹿地区電線共同溝に伴う連系及び引込管路工事(電力系)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年9月27日	九州電力(株) 熊本市上水前寺1丁目6-36	会計法第29条の3第4項	-	27,233,658	-	-	本工事の施工にあたっては、電線共同溝本体工事との接続工事となり実施するもので、隣接の民地内の宅内引込みとの調整等が必要となる。九州電力(株)が管理する電線に直接影響するため、電線に関する事故が発生した場合、周辺民家へ被害を与えることとなり、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。以上のことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該電線管理者の九州電力(株)が唯一の契約相手と判断するものである。	19	
人吉地区堤防等周辺美化(後期)委託	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1丁目708-2	平成22年9月8日	人吉市長 田中 信孝 熊本県人吉市麓町16番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	-	5,176,500	-	-	地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	1	

球磨地区堤防等周辺美化(後期)委託	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1丁目708-2	平成22年9月28日	球磨村長 柳詰 恒雄 熊本県球磨郡球磨村 大字渡丙1730	会計法第29条の3第4項	—	2,961,000	—	—	地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	1	
北方延岡道路(十郎ヶ尾地区)埋蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局延岡河川国道事務所長 横峯 正二 延岡市大貫町1丁目2889	平成22年9月8日	宮崎県 宮崎市橋通東2丁目10-1	会計法第29条の3第4項	—	10,654,151	—	—	文化財保護法第99条に基づくものであるため。	1	
肥薩おれんじ鉄道野田郷駅・折口駅間餅井跨線橋外4橋橋梁点検及び橋梁補修工事	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 高木 章次 鹿児島市浜町2番5号	平成22年9月21日	肥薩おれんじ鉄道(株) 熊本県八代市萩原町1丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	—	16,104,000	—	—	本工事の施工は、国道と鉄道の交差点で肥薩おれんじ鉄道管理区域内の軌道上となるため、唯一、当該鉄道管理者のみが契約相手方となりうる。	19	
妹背牛地域 用排水路整備推進調整等委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年7月29日	深川土地改良区 北海道深川市西町10番36号	会計法第29条の3第4項	3,700,799	3,700,799	100.0%	—	深川土地改良区は、当該事業区域及び調査区域を担当区域としていることから、個人情報に関わる組合員の土地原簿や賦課台帳を保有し、用水系統、受益者毎の用排水施設の利用状況等を正確に把握している。また、受益農家とのつながりが深く事業区域の地理に精通しており、工事実施調整及び用排水路の施設整備に係る円滑な地元調整、事業完了後の維持管理に向けた調整及び事業費の農家負担金にかかる調整が可能である。このことから、本業務を遂行することができる唯一の機関である。	12	
妹背牛地区 農地集積・地域農業構造等調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年7月29日	妹背牛町 北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地	会計法第29条の3第4項	2,016,968	2,016,968	100.0%	—	妹背牛町は、利用検討設定状況及び農地移動など権利関係等の個人情報が含まれる農家基本台帳を有しており、行政の立場から将来の地域農業構造を見据えた営農指導・関係機関等の調整を行っていることから本事業推進の調整窓口として関係者の事情に精通している。このことから本業務の遂行をできる唯一の機関である。	12	
由仁地区 地域住民参加型事業推進調整委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年8月10日	由仁町 北海道夕張郡由仁町 新光200番地	会計法第29条の3第4項	2,297,350	2,297,350	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、当該整備によって地域住民等が間接的に益する効用を踏まえ、将来にわたり、当該地域住民等にも主体的に整備後施設の維持管理に参加してもらうため、受益農家や多くの地域住民等の意向集約について包括的調整を行うことが重要となる。 特にその意向集約については、受益者負担を伴う土地改良事業としての直接的受益者である農家と間接的受益者である地域住民等の立場の違い、利害関係等も含めて、本事業対象地域内の農家や地域住民等の実情を詳細かつ正確に把握し、公私財産・利益等の関係等にも十分に配慮した上で遂行する必要がある。 由仁町は、本事業推進の調整窓口として、関係農業者、地域住民及び関係機関の情報を精通しており、行政の立場から、公共の範囲に関わる、受益農家や地域住民間等の詳細な利害関係などを知りうる立場にあり、それらを踏まえた包括的かつ公正な意向等の整理ができる機関として、本業務を遂行することができる唯一の機関である。	4	

由仁地区 営農形態・農産物販売状況調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西1 9丁目	平成22年8月10日	そらち南農業協同組合 北海道夕張郡栗山町 中央3丁目104番地	会計法第29条の3第4 項	2,466,660	2,466,660	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、個人情報を含めた営農管理報告票に基づく事業実施前後の個別の営農形態、農産物販売及び農地集積状況を詳細かつ正確に把握していることが必要不可欠である。 そらち南農業協同組合は、個人情報が含まれる営農管理報告票を保有し、当該地域の営農形態、農産物販売及び農地集積状況を詳細かつ正確に把握していることから、本業務を遂行することができる唯一の機関である。	12
由仁外1地区 区画整理事業推進調整等委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西1 9丁目	平成22年8月10日	由仁土地改良区 北海道夕張郡由仁町 本町151番地	会計法第29条の3第4 項	5,456,188	5,456,188	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、個人情報を含めた賦課台帳に基づき、土地利用状況や水利施設状況を把握していること等、受益農家との事業調整を行えることが必要不可欠である。 由仁土地改良区は、個人情報を含まれる賦課台帳を保有し、土地所有の変動を常に把握していると共に当該地域の水利施設の管理者であることから、水利施設状況、受益農家にも精通しており、本業務を遂行することができる唯一の機関である。	12
道央用水(三期)地区 栗山地域事業推進調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西1 9丁目	平成22年8月10日	栗山土地改良区 北海道夕張郡栗山町 松風3丁目299番地3	会計法第29条の3第4 項	2,051,700	2,051,700	100.0%	—	本事業の遂行にあたっては、個人情報を含めた賦課台帳に基づき、土地所有状況や水利施設状況を把握していること、受益農家との事業調整を行えることが必要不可欠である。 栗山土地改良区は、個人情報を含まれる賦課台帳を保有し、土地所有の変動を常に把握しているとともに当該地域の水利施設の管理者であることから、水利施設状況、受益農家にも精通しており、本業務を遂行することができる唯一の機関である。	12
道央用水(三期)地区 長沼地域事業推進調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西1 9丁目	平成22年8月10日	ながぬま土地改良区 北海道夕張郡長沼町 中央北1丁目1番2号	会計法第29条の3第4 項	4,028,735	4,028,735	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、個人情報を含めた賦課台帳に基づき、土地利用状況や水利施設状況を把握していること等、受益農家との事業調整を行えることが必要不可欠である。 ながぬま土地改良区は、個人情報が含まれる賦課台帳を保有し、土地所有の変動を常に把握していると共に当該地域の水利施設の管理者であることから、水利施設状況、受益農家にも精通しており、本業務を遂行することができる唯一の機関である。	12
道央用水(三期)地区 空知地域事業推進調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西1 9丁目	平成22年8月10日	北海土地改良区 北海道岩見沢市6条西 7丁目1番地	会計法第29条の3第4 項	1,884,540	1,884,540	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、個人情報を含めた賦課台帳に基づき、土地所有状況や水利施設状況を把握していること、受益農家との事業調整を行えることが必要不可欠である。 北海土地改良区は、個人情報が含まれる賦課台帳を保有し、土地所有の変動を常に把握しているとともに当該地域の水利施設の管理者であることから、水利施設状況、受益農家にも精通しており、本業務を遂行することができる唯一の機関である。	12
道央用水(三期)地区 千歳地域事業推進調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西1 9丁目	平成22年8月10日	千歳市 北海道千歳市東雲町2 丁目34番地	会計法第29条の3第4 項	1,692,100	1,692,100	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、個人情報を含めた農家基本台帳に基づき、土地所有状況や水利施設状況を把握していること、受益農家との事業調整を行えることが必要不可欠である。 千歳市は、個人情報が含まれる農家基本台帳を保有し、受益地の変動を常に把握している。また、この地域は土地改良区による農業用水施設の管理が行われていない地域であり、千歳市は各水利組合を通じて、水利施設の詳細を一元的に把握し、受益農家にも精通しており、本業務を遂行することができる唯一の機関である。	12

道央用水(三期)地区 恵庭地域事業推進調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年8月10日	恵庭土地改良区 北海道恵庭市島松東町3丁目6番12号	会計法第29条の3第4項	1,734,600	1,734,600	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、個人情報を含めた賦課台帳に基づき、土地所有状況や水利施設状況を把握していること、受益農家との事業調整を行えることが必要不可欠である。恵庭土地改良区は、個人情報が含まれる賦課台帳を保有し、土地所有の変動を常に把握しているとともに当該地域の水利施設の管理者であることから、水利施設状況、受益農家にも精通しており、本業務を遂行することができる唯一の機関である。	12	
函館開発建設部 江差道路事務所 吉田橋仮橋リース	支出負担行為担当官 函館開発建設部長 木村 邦久 函館市大川町1番27号	平成22年8月30日	北友興業(株) 北海道旭川市曙一条6-1-7	会計法第29条の3第4項	11,716,950	11,550,000	98.5%	—	仮橋は平成25年度の架け替え終了まで設置予定である。当該仮橋の所有者である北友興業株式会社と賃貸借契約を行うものである。	5	
真狩地区換地計画委託業務	支出負担行為担当官 小樽開発建設部長 小町谷 信彦 小樽市潮見台1丁目15番5号	平成22年8月3日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	8,095,315	8,095,315	100.0%	—	事業計画に基づく換地計画の策定については、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領において、都道府県知事と委託契約するものとされているため。	1	
勇払東部(二期)地区 用水施設管理情報等調査業務	支出負担行為担当官 室蘭開発建設部長 上西 隆広 室蘭市入江町1番地14	平成22年8月23日	厚真町土地改良区 北海道勇払郡厚真町京町165番地3	会計法第29条の3第4項	3,114,000	3,114,000	100.0%	—	本業務は、個人情報の取得に関わる業務で、「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当するため。	12	
日高山脈西部の活発な土砂生産域を抱える流域の流砂環境に関する研究	支出負担行為担当官 室蘭開発建設部長 上西 隆広 室蘭市入江町1番地14	平成22年8月27日	国立大学法人室蘭工業大学 北海道室蘭市水元町27番地1	会計法第29条の3第4項	1,214,000	1,214,000	100.0%	—	本業務は、国土交通省が公募した、平成22年度河川技術研究開発制度により、本課題研究及び委託先が選定されたものであることから、随意契約を締結するものである。	19	
安平川(二期)地区 事業推進調整業務	支出負担行為担当官 室蘭開発建設部長 上西 隆広 室蘭市入江町1番地14	平成22年9月9日	安平町 北海道勇払郡安平町早来大町5番地	会計法第29条の3第4項	4,835,000	4,835,000	100.0%	—	本業務は、個人情報の取得に関わる業務で、「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当するため。	12	
中鹿追地区 換地計画委託業務	支出負担行為担当官 帯広開発建設部長 鎌田 貢次 帯広市西4条南8丁目	平成22年7月5日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	20,200,000	20,200,000	100.0%	—	国営土地改良事業における事業計画に基づく換地計画の策定については、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣が行うこととなっているが、土地改良法施行令第51条の5において、同条における国営土地改良事業に係るものは都道府県知事が行うこととされている。また、国営土地改良事業に係る換地関係取扱要領の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされているため。	1	

<p>美蔓地区外1地区 鹿追区域 受益者状況調査等委託業務</p>	<p>支出負担行為担当官 帯広開発建設部長 鎌田 貢次 帯広市西4条南8丁目</p>	<p>平成22年9月30日</p>	<p>鹿追町 北海道河東郡鹿追町 東町1丁目15番地1</p>	<p>会計法第29条の3第4 項</p>	<p>4,893,400</p>	<p>4,893,400</p>	<p>100.0%</p>	<p>—</p>	<p>受益地積調査や受益者状況調査にあたっては、受益者個人の所有地面積や経営耕地面積などの個人情報や家族構成、農業従事者数等の個人情報、作物別作付状況の個人経営情報であり、受益者個々の個人情報となる。鹿追町役場は特定の個人情報である農家の家族構成、農業従事者数を把握しており、また本調査に必要な不開示情報である土地台帳等を所有している唯一の機関であり、本業務を遂行する上で必要とされる条件を満たし、業務実行能力を有する唯一の機関であるため。</p>	<p>12</p>	
<p>津別地区外1地区換地計画等 調査委託業務</p>	<p>支出負担行為担当官 網走開発建設部長 小笠原 章 網走市新町2丁目6番1号</p>	<p>平成22年7月29日</p>	<p>津別町 北海道網走郡津別町 字幸町41</p>	<p>会計法第29条の3第4 項</p>	<p>2,898,000</p>	<p>2,898,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>—</p>	<p>本委託業務は、国営農地再編整備事業「津別地区」の事業計画(案)策定に向けて、基盤整備事業による効果等の啓蒙啓発を行い、整備要望を確認し、換地計画策定のため従前地調査や農家意向調査を行うものである。また、「網走川上流地区」の事後評価のため受益農家の確認等を行うものである。換地計画策定に必要な従前地調査は、不開示情報である津別町保有の農家基本台帳や個人情報が含まれる各種権利関係資料に基づく調査である。また、整備要望の確認、農家意向調査、受益農家の確認には個人情報が含まれているとともに、町内農家との綿密な調整が必要であり、地元精通している公的機関からの調査依頼でなければ有効な回答を得ることができないことから、津別町に委託するものである。</p>	<p>12</p>	
<p>津別地区外1地区営農現況等 確認調査委託業務</p>	<p>支出負担行為担当官 網走開発建設部長 小笠原 章 網走市新町2丁目6番1号</p>	<p>平成22年8月30日</p>	<p>津別町農業協同組合 北海道網走郡津別町 字大通り33番地</p>	<p>会計法第29条の3第4 項</p>	<p>2,195,550</p>	<p>2,195,550</p>	<p>100.0%</p>	<p>—</p>	<p>本委託業務は、国営農地再編整備事業「津別地区」の基礎資料として、営農状況・農業施設状況に係る資料について収集整理するものである。また、「網走川上流地区」の事後評価のため受益農家の確認等を行うものである。本業務は、津別町農業協同組合で保有する農家経営状況、作付け情報などの個人情報を含め調査を行うとともに、運営管理する農業施設について調査を行うことから、津別町農業協同組合に委託するものである。</p>	<p>12</p>	

超濁度水発生機構の解明と防止に向けた現地試験および現場での探泥分析を用いた土砂輸送に関する研究の委託	支出負担行為担当官 網走開発建設部長 小笠原 章 網走市新町2丁目6番1号	平成22年9月13日	国立大学法人 北見工業大学 北海道北見市公園町165番地	会計法第29条の3第4項	2,021,000	2,021,000	100.0%	—	<p>本委託研究は、常呂川を対象とした超濁度水発生機構の解明を行い、今後の対策に向けた土砂輸送の調査・検討を行うものである。</p> <p>本委託研究は、国土交通省が研究開発課題の公募を行い、同河川局及び国土技術政策総合研究所に設置された学識経験者等からなる河川技術研究評価委員会地域課題評価分科会において審査された結果、平成21年11月、本研究課題及び委託先(国立大学法人北見工業大学)が選定されたものであり、平成22年6月に河川技術研究評価委員会地域課題評価分科会による中間評価を受け継続研究課題として決定されたものである。</p>	19	
由仁地区 地域住民参加型事業推進調整委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年8月10日	由仁町 北海道夕張郡由仁町 新光200番地	会計法第29条の3第4項	2,297,350	2,297,350	100.0%	—	<p>本業務の遂行にあたっては、当該整備によって地域住民等が間接的に益する効用を踏まえ、将来にわたり、当該地域住民等にも主体的に整備後施設の維持管理に参加してもらうため、受益農家や多くの地域住民等の意向集約について包括的調整を行うことが重要となる。</p> <p>特にその意向集約については、受益者負担を伴う土地改良事業としての直接的受益者である農家と間接的受益者である地域住民等の立場の違い、利害関係等も含めて、本事業対象地域内の農家や地域住民等の実情を詳細かつ正確に把握し、公私財産・利益等の関係等にも十分に配慮した上で遂行する必要がある。</p> <p>由仁町は、本事業推進の調整窓口として、関係農業者、地域住民及び関係機関の情報に精通しており、行政の立場から、公共の範囲に関わる、受益農家や地域住民間等の詳細な利害関係などを知りうる立場にあり、それらを踏まえた包括的かつ公正な意向等の整理ができる機関として、本業務を遂行することができる唯一の機関である。</p>	4	
由仁地区 営農形態・農産物販売状況調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年8月10日	そらち南農業協同組合 北海道夕張郡栗山町 中央3丁目104番地	会計法第29条の3第4項	2,466,660	2,466,660	100.0%	—	<p>本業務の遂行にあたっては、個人情報を含めた営農管理報告票に基づく事業実施前後の個別の営農形態、農産物販売及び農地集積状況を詳細かつ正確に把握していることが必要不可欠である。</p> <p>そらち南農業協同組合は、個人情報が含まれる営農管理報告票を保有し、当該地域の</p>	12	

由仁外1地区 区画整理事業 推進調整等委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西1 9丁目	平成22年8月10日	由仁土地改良区 北海道夕張郡由仁町 本町151番地	会計法第29条の3第4 項	5,456,188	5,456,188	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、個人情報を含めた賦課台帳に基づき、土地利用状況や水利施設状況を把握していること等、受益農家との事業調整を行えることが必要不可欠である。 由仁土地改良区は、個人情報を含まれる賦課台帳を保有し、土地所有の変動を常に把握していると共に当該地域の水利施設の管理者であることから、水利施設状況、受益農家にも精通しており、本業務を遂行することができる唯一の機関である。	12	
道央用水(三期)地区 栗山地区 事業推進調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西1 9丁目	平成22年8月10日	栗山土地改良区 北海道夕張郡栗山町 松風3丁目299番地3	会計法第29条の3第4 項	2,051,700	2,051,700	100.0%	—	本事業の遂行にあたっては、個人情報を含めた賦課台帳に基づき、土地所有状況や水利施設状況を把握していること、受益農家との事業調整を行えることが必要不可欠である。 栗山土地改良区は、個人情報を含まれる賦課台帳を保有し、土地所有の変動を常に把握していると共に当該地域の水利施設の管理者であることから、水利施設状況、受益農家にも精通しており、本業務を遂行することができる唯一の機関である。	12	
道央用水(三期)地区 長沼地区 事業推進調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西1 9丁目	平成22年8月10日	ながぬま土地改良区 北海道夕張郡長沼町 中央北1丁目1番2号	会計法第29条の3第4 項	4,028,735	4,028,735	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、個人情報を含めた賦課台帳に基づき、土地利用状況や水利施設状況を把握していること等、受益農家との事業調整を行えることが必要不可欠である。 ながぬま土地改良区は、個人情報を含まれる賦課台帳を保有し、土地所有の変動を常に把握していると共に当該地域の水利施設の管理者であることから、水利施設状況、受益農家にも精通しており、本業務を遂行することができる唯一の機関である。	12	
道央用水(三期)地区 空知地区 事業推進調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西1 9丁目	平成22年8月10日	北海土地改良区 北海道岩見沢市6条西 7丁目1番地	会計法第29条の3第4 項	1,884,540	1,884,540	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、個人情報を含めた賦課台帳に基づき、土地利用状況や水利施設状況を把握していること、受益農家との事業調整を行えることが必要不可欠である。 北海土地改良区は、個人情報を含まれる賦課台帳を保有し、土地所有の変動を常に把握していると共に当該地域の水利施設の管理者であることから、水利施設状況、受益農家にも精通しており、本業務を遂行することができる唯一の機関である。	12	
道央用水(三期)地区 千歳地区 事業推進調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西1 9丁目	平成22年8月10日	千歳市 北海道千歳市東雲町2 丁目34番地	会計法第29条の3第4 項	1,692,100	1,692,100	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、個人情報を含めた農家基本台帳に基づき、土地所有状況や水利施設状況を把握していること、受益農家との事業調整を行えることが必要不可欠である。 千歳市は、個人情報を含まれる農家基本台帳を保有し、受益地の変動を常に把握している。また、この地域は土地改良区による農業用水施設の管理が行われていない地域であり、千歳市は各水利組合を通じて、水利施設の詳細を一元的に把握し、受益農家にも精通しており、本業務を遂行することができる唯一の機関である。	12	

道央用水(三期)地区 恵庭地域事業推進調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年8月10日	恵庭土地改良区 北海道恵庭市島松東町3丁目6番12号	会計法第29条の3第4項	1,734,600	1,734,600	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、個人情報を含めた賦課台帳に基づき、土地所有状況や水利施設状況を把握していること、受益農家との事業調整を行えることが必要不可欠である。恵庭土地改良区は、個人情報が含まれる賦課台帳を保有し、土地所有の変動を常に把握しているとともに当該地域の水利施設の管理者であることから、水利施設状況、受益農家にも精通しており、本業務を遂行することができる唯一の機関である。	12	
函館開発建設部 江差道路事務所 吉田橋仮橋リース	支出負担行為担当官 函館開発建設部長 木村 邦久 函館市大川町1番27号	平成22年8月30日	北友興業(株) 北海道旭川市曙一条6-1-7	会計法第29条の3第4項	11,716,950	11,550,000	98.5%	—	仮橋は平成25年度の架け替え終了まで設置予定である。当該仮橋の所有者である北友興業株式会社と賃貸借契約を行うものである。	5	
真狩地区換地計画委託業務	支出負担行為担当官 小樽開発建設部長 小町谷 信彦 小樽市潮見台1丁目15番5号	平成22年8月3日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	8,095,315	8,095,315	100.0%	—	事業計画に基づく換地計画の策定については、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領において、都道府県知事と委託契約するものとされているため。	1	
勇払東部(二期)地区 用水施設管理情報等調査業務	支出負担行為担当官 室蘭開発建設部長 上西 隆広 室蘭市入江町1番地14	平成22年8月23日	厚真町土地改良区 北海道勇払郡厚真町京町165番地3	会計法第29条の3第4項	3,114,000	3,114,000	100.0%	—	本業務は、個人情報の取得に関わる業務で、「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当するため。	12	
日高山脈西部の活発な土砂生産域を抱える流域の流砂環境に関する研究	支出負担行為担当官 室蘭開発建設部長 上西 隆広 室蘭市入江町1番地14	平成22年8月27日	国立大学法人室蘭工業大学 北海道室蘭市水元町27番地1	会計法第29条の3第4項	1,214,000	1,214,000	100.0%	—	本業務は、国土交通省が公募した、平成22年度河川技術研究開発制度により、本課題研究及び委託先が選定されたものであることから、随意契約を締結するものである。	19	
安平川(二期)地区 事業推進調整業務	支出負担行為担当官 室蘭開発建設部長 上西 隆広 室蘭市入江町1番地14	平成22年9月9日	安平町 北海道勇払郡安平町早来大町5番地	会計法第29条の3第4項	4,835,000	4,835,000	100.0%	—	本業務は、個人情報の取得に関わる業務で、「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当するため。	12	
中鹿追地区 換地計画委託業務	支出負担行為担当官 帯広開発建設部長 鎌田 貢次 帯広市西4条南8丁目	平成22年7月5日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	20,200,000	20,200,000	100.0%	—	国営土地改良事業における事業計画に基づく換地計画の策定については、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣が行うこととなっているが、土地改良法施行令第51条の5において、同条における国営土地改良事業に係るものは都道府県知事が行うこととされている。また、国営土地改良事業に係る換地関係取扱要領の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされているため。	1	
美蔓地区外1地区 鹿追区域受益者状況調査等委託業務	支出負担行為担当官 帯広開発建設部長 鎌田 貢次 帯広市西4条南8丁目	平成22年9月30日	鹿追町 北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1	会計法第29条の3第4項	4,893,400	4,893,400	100.0%	—	受益地精調査や受益者状況調査にあたっては、受益者個人の所有地面積や経営耕地面積などの個人情報や家族構成、農業従事者数等の個人名情報、作物別作付状況の個人経営情報であり、受益者個々の個人情報の調査となる。鹿追町役場は特定の個人情報である農家の家族構成、農業従事者数を把握しており、また本調査に必要な不開示情報である土地台帳等を所有している唯一の機関であり、本業務を遂行する上で必要とされる条件を満たし、業務実行能力を有する唯一の機関であるため。	12	

津別地区外1地区換地計画等 調査委託業務	支出負担行為担当官 網走開発建設部長 小笠原 章 網走市新町2丁目6番1号	平成22年7月29日	津別町 北海道網走郡津別町 字幸町41	会計法第29条の3第4項	2,898,000	2,898,000	100.0%	—	本委託業務は、国営農地再編整備事業「津別地区」の事業計画(案)策定に向けて、基盤整備事業による効果等の啓蒙啓発を行い、整備要望を確認し、換地計画策定のため従前地調査や農家意向調査を行うものである。また、「網走川上流地区」の事後評価のため受益農家の確認等を行うものである。 換地計画策定に必要な従前地調査は、不開示情報である津別町保有の農家基本台帳や個人情報が含まれる各種権利関係資料に基づく調査である。また、整備要望の確認、農家意向調査、受益農家の確認には個人情報が含まれているとともに、町内農家との綿密な調整が必要であり、地元精通している公的機関からの調査依頼でなければ有効な回答を得ることができないことから、津別町に委託するものである。	12	
津別地区外1地区営農現況等 確認調査委託業務	支出負担行為担当官 網走開発建設部長 小笠原 章 網走市新町2丁目6番1号	平成22年8月30日	津別町農業協同組合 北海道網走郡津別町 字大通り33番地	会計法第29条の3第4項	2,195,550	2,195,550	100.0%	—	本委託業務は、国営農地再編整備事業「津別地区」の基礎資料として、営農状況・農業施設状況に係る資料について収集整理するものである。また、「網走川上流地区」の事後評価のため受益農家の確認等を行うものである。 本業務は、津別町農業協同組合で保有する農家経営状況、作付け情報などの個人情報を含め調査を行うとともに、運営管理する農業施設について調査を行うことから、津別町農業協同組合に委託するものである。	12	
NACCS(港湾サブシステム) 利用(利便性向上)	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 林田 博 東京都千代田区霞が関 2-1-3	平成22年9月17日	輸出入・港湾関連情報 処理センター(株) 神奈川県川崎市幸区 堀川町580番地	会計法第29条の3第4項	—	139,577,445	—	—	輸出入・港湾関連情報処理センター(株)は、港湾法50条の2第6項第1号の規定により、国土交通大臣が管理する唯一の電子情報処理組織として指定されている港湾サブシステムを開発・運営する唯一の業者であるため。	1	
戦術データ交換システム (JTIDS)の運用に係る技術基準 作成委託	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 本田 勝 千代田区霞が関2-1-3	平成22年8月11日	(独)電子航法研究所 東京都調布市深大寺 東町7-42-23	会計法第29条の3第4項	1,153,418	1,153,418	100.0%	—	本業務を実施するため、米国の軍用データリンクシステムであるJTIDSの情報を取り扱うにあたっては、太平洋JTIDS調整委員会の憲章により、軍民を含む利用国政府機関等以外には公開することが出来ず、当該法人は国内で唯一の詳細情報の公開が認められている研究機関であるため。	2	
久慈港湾施設使用料	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局釜石港湾 事務所長 村上明宏 釜石市港町2-7-27	平成22年7月30日	県北広域振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	1,070,439	1,070,439	100.0%	—	本件は、久慈港湾口防波堤用のケーソン製作用地を借り上げるものである。当該用地はケーソン製作を行うためのものでありFDと隣接した用地でなければならない。また、当該用地は岩手県が所有するものであり代替性がない。よって会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
久慈港湾施設使用料	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局釜石港湾 事務所長 村上明宏 釜石市港町2-7-27	平成22年8月31日	県北広域振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	1,035,909	1,035,909	100.0%	—	本件は、久慈港湾口防波堤用のケーソン製作用地を借り上げるものである。当該用地はケーソン製作を行うためのものでありFDと隣接した用地でなければならない。また、当該用地は岩手県が所有するものであり代替性がない。よって会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	

久慈港港湾施設使用料	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局釜石港 湾事務所長 村上明宏 釜石市港町2-7-27	平成22年9月30日	県北広域振興局 岩手県久慈市八日町1 -1	会計法第29条の3第4 項	1,070,439	1,070,439	100.0%	—	本件は、久慈港湾口防波堤用のケーソン製 作用地を借り上げるものである。当該用地は ケーソン製作を行うためのものでありFDと隣 接した用地でなければならない。また、当該 用地は岩手県が所有するものであり代替性 がない。よって会計法第29条の3第4項に基 づき随意契約するものである。	5	
小名浜港港湾施設使用料	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局小名浜 港湾事務所長 西尾保之 いわき市小名浜栄町65	平成22年7月29日	福島県知事 福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4 項	1,406,740	1,406,740	100.0%	—	本件は、小名浜港整備において東港地区臨 港道路3号ふ頭部下部工事のRC橋脚工及 び同地区臨港道路航路部棧台工事の仮設棧 橋を製作する作業ヤード用地を借り上げるも のである。福島県が所有する当該用地は、小 名浜港港湾計画に基づき、東港地区臨港道 路の橋脚を建設する箇所であり、他をもって 代えることができない。あわせて東港地区臨 港道路航路部棧台工事の施工箇所に隣接し ていることから効率性、経済性いずれの点か ら最も有利である。 よって会計法第29条の3第4項に基づき随意 契約するものである。	5	
小名浜港港湾施設使用料	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局小名浜 港湾事務所長 西尾保之 いわき市小名浜栄町65	平成22年7月29日	福島県知事 福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4 項	1,661,467	1,661,467	100.0%	—	本件は、小名浜港整備において東港地区臨 港道路3号ふ頭部地盤改良工事の地盤改良 工を施工する作業ヤード用地を借り上げるも のである。福島県が所有する当該用地は、小 名浜港港湾計画に基づき、東港地区臨港道 路の橋脚を建設する箇所であり、他を以て代 えることができない。 よって会計法第29条の3第4項に基づき随意 契約するものである。	5	
小名浜港港湾施設使用料	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局小名浜 港湾事務所長 西尾保之 いわき市小名浜栄町65	平成22年7月29日	福島県知事 福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4 項	2,249,814	2,249,814	100.0%	—	本件は、小名浜港整備において東港地区臨 港道路3号ふ頭部地盤改良工事の地盤改良 工を施工する作業ヤード用地を借り上げるも のである。福島県が所有する当該用地は、小 名浜港港湾計画に基づき、東港地区臨港道 路の橋脚を建設する箇所であり、他を以て代 えることができない。 よって会計法第29条の3第4項に基づき随意 契約するものである。	5	

小名浜港湾施設使用料	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局小名浜 港湾事務所長 西尾保之 いわき市小名浜栄町65	平成22年8月24日	福島県知事 福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4 項	1,948,117	1,948,117	100.0%	—	本件は、小名浜港整備において使用する六脚ブロック及びケーソン中詰め材の仮置を行うため用地を借り上げるものである。福島県が所有する当該用地は、積出施設に隣接しており作業効率及び積出経費の面で最適であり、工事期間中に条件を満たす用地は当該用地のみである。よって会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
相馬港港湾施設使用料	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局小名浜 港湾事務所長 西尾保之 いわき市小名浜栄町65	平成22年8月31日	福島県知事 福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4 項	1,168,891	1,168,891	100.0%	—	本件は、相馬港整備において使用する消波ブロックの仮置きを行うため用地を借り上げるものである。福島県が所有する当該用地は、積出施設に隣接しており作業効率及び積出経費の面で最適であり、工事期間中に条件を満たす用地は当該用地のみである。よって会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
相馬港港湾施設使用料	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局小名浜 港湾事務所長 西尾保之 いわき市小名浜栄町65	平成22年8月31日	福島県知事 福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4 項	920,529	920,529	100.0%	—	本件は、相馬港整備において使用する消波ブロックの仮置きを行うため用地を借り上げるものである。福島県が所有する当該用地は、積出施設に隣接しており作業効率及び積出経費の面で最適であり、工事期間中に条件を満たす用地は当該用地のみである。よって会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
川崎港東扇島地区基幹的広域 防災拠点障害物撤去訓練等業 務	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 梅山 和成 横浜市中区北仲通5-5 7	平成22年8月6日	(社)日本埋立浚渫協 会 東京都港区赤坂3-3 -5	会計法第29条の3第4 項	7,056,000	6,825,000	96.7%	—	本業務は、発災時における施設の応急復旧方法等に係る改善点の洗い出しなどを目的とした防災訓練を実施するものであり、激甚な災害時の緊急的な応急対策を目的として(社)日本埋立浚渫協会と締結している「災害時の応急対策業務に関する協定書」の規定に基づき行われるものである。よって、協定書締結の相手方である同協会が唯一の契約相手である。	19	
東京国際空港D滑走路維持管 理等工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 梅山 和成 横浜市中区北仲通5-5 7	平成22年8月11日	鹿島・あおみ・大林・五 洋・清水・新日鉄エン ジ・JFEエンジ・大成・ 東亜・東洋・西松・前 田・三菱重工・みらい・ 若築異工種建設工事J V 代表者 鹿島建設 東京土木支店 東京都港区赤坂1-3 -8	会計法第29条の3第4 項	694,837,500	677,250,000	97.5%	—	D滑走路建設外工事の発注にあたり維持管理費用も含めた総合評価落札方式において決定された者であること。また、学識経験者による第三者委員会から「現段階における維持管理を第三者が実施することについての瑕疵担保及び技術的問題よりリスクを伴うことから共同企業体と契約する事が適切である」との答申を得ていることから共同企業体と随意契約を行うものである。	19	

土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港 湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4 -3778	平成22年8月16日	新潟県新潟地域振興 局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1 -6-3	会計法第29条の3第4 項	980,973	980,973	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから 場所が限定され、供給者が一に特定されるた め	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港 湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4 -3778	平成22年8月24日	新潟冷蔵(株) 新潟市江南区苺苜谷7 11	会計法第29条の3第4 項	3,756,368	3,756,368	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから 場所が限定され、供給者が一に特定されるた め	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港 湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4 -3778	平成22年9月13日	新潟県新潟地域振興 局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1 -6-3	会計法第29条の3第4 項	1,603,990	1,603,990	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから 場所が限定され、供給者が一に特定されるた め	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港 湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4 -3778	平成22年9月27日	新潟県新潟地域振興 局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1 -6-3	会計法第29条の3第4 項	3,225,283	3,225,283	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから 場所が限定され、供給者が一に特定されるた め	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局金 沢港湾・空港整備事務所 長 水口幸司 金沢市大野町4-2-1	平成22年8月20日	石川県港湾土地造成 事業 金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4 項	5,465,910	5,465,910	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから 場所が限定され、供給者が一に特定されるた め	5	
堺泉北港堺2区広域防災拠点 緑地親水護岸前面浚渫工事よ り発生する土砂処分料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 小野憲司 神戸市中央区海岸通29 番地(神戸地方合同庁 舎)	平成22年8月24日	財団法人大阪府都市 整備推進センター 大阪市城東区蒲生2- 10-28	会計法第29条の3第4 項	—	21,840,000	—	—	工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能 な処分場は当所のみであるため。	4	単価契 約
クレーンヤード施設賃貸借	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局北九州 港湾・空港整備事務所長 宮地豊 北九州市門司区西海岸 1丁目4-40	平成22年9月13日	山九(株)北九州支店 北九州市戸畑区大字 中原先の浜46-51	会計法第29条の3第4 項	8,190,000	8,190,000	100.0%	—	本施設は、公共事業の施工に伴い影響を与 えた、工事現場に隣接する民間工場ヤード内 にあるクレーンの復旧工事期間中、代替施設 として提供するものであるが、当該賃貸借施 設は現工場に酷似したクレーン付きヤード施 設であり、現場周辺に他に候補施設が無く供 給者が一に特定されるため。	5	
土地3,840㎡賃貸借	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局北九州 港湾・空港整備事務所長 宮地豊 北九州市門司区西海岸 1丁目4-40	平成22年9月30日	新日鐵エンジニアリン グ(株) 東京都品川区大崎5- 1	会計法第29条の3第4 項	1,221,698	1,221,698	100.0%	—	当該場所でなければ公共事業を行うことが不 可能であることから場所が限定され、供給者 が一に特定されるため	5	

土地5,400㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 梅崎康浩 別府市石垣東10-3-15	平成22年9月30日	三井造船(株)大分事業所 大分市日吉原3番地	会計法第29条の3第4項	2,038,500	2,038,500	100.0%	—	当該場所で行えば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地19,425.00㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 山本大志 宮崎市港1-16	平成22年7月30日	宮崎県 宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	3,535,175	3,535,175	100.0%	—	当該場所で行えば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
志布志港若浜地区野積場 3,376㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 石貴國郎 志布志市志布志町帖66 17-182	平成22年9月13日	鹿児島県 鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	2,009,670	2,009,670	100.0%	—	当該場所で行えば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
志布志港外港地区野積場 8,246㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 石貴國郎 志布志市志布志町帖66 17-182	平成22年8月31日	鹿児島県 鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	5,887,480	5,887,480	100.0%	—	当該場所で行えば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
工事費負担金契約の締結について(福江第2RCAG)	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年7月1日	九州電力(株)五島営業所 長崎県五島市紺屋町堂島2-2-2	会計法第29条の3第4項	1,503,810	1,503,810	100.0%	—	電力供給に要する負担金の契約であるため。	1	
歩道ルーフ補修工事	分任支出負担行為担当官 大阪航空局宮崎空港事務所 加藤 信男	平成22年7月1日	(株)志多組 宮崎県宮崎市高千穂通1-4-30	会計法第29条の3第4項	3,214,401	3,150,000	98.0%	—	緊急を要する契約であるため。	13	
那覇空港消防車庫新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年7月9日	那覇市 沖縄県那覇市泉崎1-1-1	会計法第29条の3第4項	4,817,000	4,817,000	100.0%	—	地方公共団体との取り決めにより委託契約をするため	4	
那覇空港用地買収	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年7月16日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	—	381,557,206	—	—	所有者と契約を締結するため	5	
那覇空港用地買収	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年7月16日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	—	316,055,880	—	—	所有者と契約を締結するため	5	

那覇空港用地買収	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大 手前4-1-76	平成22年7月16日	個人情報保護法に基 づき記載しない	会計法第29条の3第4 項	—	295,416,928	—	—	所有者と契約を締結するため	5	
那覇空港用地買収	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大 手前4-1-76	平成22年7月16日	個人情報保護法に基 づき記載しない	会計法第29条の3第4 項	—	52,174,304	—	—	所有者と契約を締結するため	5	
新石垣空港幹線ダクト設置工 事業務委託	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大 手前4-1-76	平成22年8月17日	沖縄県 沖縄県那覇市泉崎1丁 目2番2号	会計法第29条の3第4 項	18,280,100	18,280,100	100.0%	—	地方公共団体との取り決めにより委託契約を するため	4	
神津島航空気象観測所 シーロメータ投受光部修理 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 大島 隆 東京都千代田区大手町 1-3-4	平成22年7月1日	横河電子機器株式会 社 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-23-13	会計法第29条の3第4 項	1,653,750	1,596,000	96.5%	—	緊急を要する修理であるため、公募手続きを 経ている時間的余裕がないため	13	
東京管区気象台三宅島山頂火 口北西火山遠望観測装置仮復 旧作業 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 大島 隆 東京都千代田区大手町 1-3-4	平成22年9月14日	株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ 東京都千代田区 永田町2-11-1	会計法第29条の3第4 項	2,698,500	2,677,500	99.2%	—	緊急を要する修理であるため、公募手続きを 経ている時間的余裕がないため	13	

〔記載要領〕

1. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
2. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
3. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」